

青色申告

蒲田会報

No. 834

令和6年11月号

ホームページのパスワード
u7f4

一般社団法人

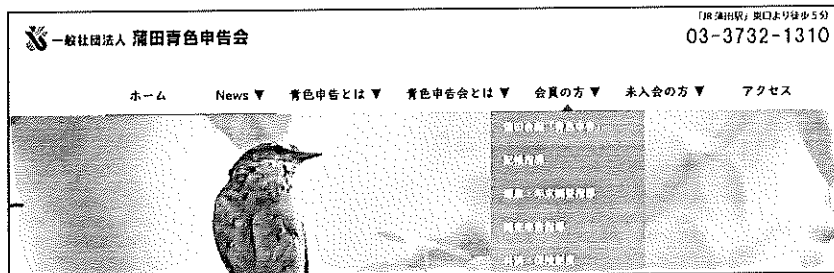
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎 郎

ホームページをご活用ください

当会のホームページをリニューアルしてから、2年となりました。
スマートフォンで閲覧しやすくし、また、会員専用ページでは、蒲田会報「青色申告」の最新版やバックナンバー、青色共済の「入院見舞金請求書兼確認書」等を掲載しておりますので、是非、ご活用ください。



● ホームページアドレス

・パソコンの方 → <http://www.kamata-aoiro.or.jp>

・スマートフォンの方 →



● 会員専用ページの使い方

ホームページの「会員の方」ページは、パスワードを入力しないと閲覧できません。蒲田会報「青色申告」1ページの右上に、パスワードを掲載しますので、ご確認ください。
なお、パスワード上部に記載されている年月のみ有効となりますので、ご注意ください。

会報を紛失した方は、事務局までお問合せください。

蒲田会報

No. 834

令和6年11月号

ホームページのパスワード
u7f4

イールハイツ蒲田307号
AX. 03(3732)1381
ta-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎 郎

青色申告会の税制改正要望運動にご協力をお願いします！！！！

青色申告会だけが、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの運動要望を行っています。

今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置となってしまいます。
私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地元会の都議会議員の先生方に、お手持ちのスマートフォンから、右下の2次元コードを読み取っていただき、この「陳情運動」を届けて、要望の実現を目指しましょう。

あなたの声が、大きな声、大きな力となります。
今年も会員の皆さま方のご理解とご協力をお願いします。

要 望 事 項

私たちは、下記の軽減措置が令和7年度も継続して適用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。

※「ネット方式」の陳情運動に変更しました。
入力方法等は蒲田会報（No.833）2頁をご参照ください。
※皆様からの声は、青色申告会から都議会議員の先生方に「陳情書」としてお届けします。
※提出期限は、11月27日（水）までとなります。

こちらから



記帳確認指導会開催のご案内

事業所得・不動産所得・山林所得を生ずる事業を行う人は、1年間の所得金額を正しく計算するために、帳簿を作成（記帳）するとともに、取引にともなって受領または作成した請求書や領収書などの書類とあわせて保存しておく必要があります。帳簿は、単に税金を計算するためだけではなく、経営管理にも有用となるものです。当会では「正しい申告」「正しい納税」をスローガンに、自己研鑽運動として、会員の皆様が「正しい記帳」を実現できるよう記帳確認指導会を実施しております。

青色申告特別控除55万円（一定の要件を満たしている場合、65万円）を目指す方は、「正規の簿記の原則」にしたがった記録（記帳）方法が必要となります。消費税の課税事業者の方（前々年の課税売上が1,000万円を超えた方等）は、日々の記帳を工夫することで、消費税の申告書を円滑に作成することが出来ます。また、記載事項に不備がある場合、思わぬ納税額になりかねませんから、特に、令和5年10月から導入された「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」により新たに課税事業者となった方は、記載事項等の確認をしてください。

下記のとおり記帳確認指導会を開催いたしますので、是非、ご参加ください。なお、完全予約制となりますので、事前に電話予約をしてください。

日 程	時 間	場 所
11月11日（月）～22日（金） 〔土・日を除く〕	午前：9時30分・10時30分 午後：1時・2時	【事務局】 大田区蒲田5-43-7 ロイヤルハイツ蒲田307

- ・日程に都合がつかない方は、事務局までお問い合わせください。なお、例年、1月に記帳確認を希望される方が多くいますが、1月は新規開業者等の予約を優先しますので、ご了承ください。
- ・仕訳等の質問事項は、事前準備をお願いします。なお、全ての帳簿を確認することは出来ませんので、不安な箇所等があれば、列挙し、お伝えください。
- ・現在つけている帳簿、筆記用具をご持参ください。当日まで記載されていなくとも結構です。
- ・「ジョブカン会計サポート」をお申込みの方で、パソコン上での記帳確認をご希望の場合、パソコンとモニターを接続して記帳確認を行います。ご希望の方は、USBメモリーにデータをバックアップしたものをご用意ください。ご自分のノートパソコンをお持ちになりたい方は、事前にインターフェイスに外部出力映像端子（VGA端子・HDMI端子）があることを確認してください。万一、データがバックアップ出来ていない、外部出力映像端子に不具合がある等の場合、記帳確認が出来ませんので、ご了承ください。不安のある方は、仕訳日記帳・全ての総勘定元帳・補助元帳をプリントアウトしたものをご持参ください。
- ・感染症対策として、事務局へご来局される方は1名のみ、事前に検温・手指消毒を行い、マスク（不織布）を（鼻からあごを覆うように）正しく着用していただきますよう、お願いします。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。

「ジョブカン会計サポート」をお申込みの方、及び会計ソフトをご利用の方へ

ジョブカン青色申告 for B A Nなどの会計ソフトを導入している方の中で、入力した後に総勘定元帳を確認されていない方が散見されます。入力内容のチェックもセットで記帳を行うようにしましょう。

確定申告の際は、決算書を印刷する前に全ての総勘定元帳の点検をしてください。損益計算書科目は、収入・経費の納品書・請求書・領収証等の原始記録と照合してください。貸借対照表科目は、例えば、普通預金なら通帳、借入金なら返済予定表、未払金ならクレジットの利用明細票などの原始記録と照合してください。

ジョブカン青色申告 for B A Nをご利用の方は、「試算表」を使うと便利です。トップ画面の「集計表」アイコンをクリック→「試算表（月次・期間）」アイコンをクリックすると、貸借対照表や損益計算書のタブからそれぞれの勘定科目や補助科目の残高に不審点がないかを一目で確認できます。また、使っている勘定科目等のみ表示されるため、使っていない勘定科目等が表示されている場合は入力間違いであることが分かります。勘定科目等をダブルクリックするとその総勘定元帳等が表示されるので、その場で確認できます。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

消費税申告等に関する個別説明会について

令和4年分の課税売上高が1000万円超の方や、令和5年10月1日から開始された「適格請求書発行事業者」の登録を受けた方向けの個別説明会を下記により開催いたします。

初めて課税事業者となる会員の方には、消費税の基本的な仕組みと記帳や消費税額の計算方法等について、完全予約制で個別に説明いたします。

所謂「2割特例」は令和8年分まで、仕入税額控除の経過措置は令和11年9月30日までです。その時になって慌てないよう、準備しておきましょう。

消費税課税事業者の方で、個別説明会参加希望の方は、電話予約の上、ご来局ください。

なお、令和4年分の課税売上高が1000万円以下で「適格請求書発行事業者」の登録をされていない会員の方は、登録を受けてからの受付となりますので、ご了承ください。

日 程：令和6年11月11日（月）～11月22日（金）（土・日を除く）

開始時間：午前9時30分・午後1時30分

会 場：事務局

持 ち 物：○ 消費税に関する届出書の控え一式

○ 適格請求書発行事業者の登録通知書

○ 今までの消費税の申告書・付表の控え

又は、令和4・5年分所得税の決算書・申告書の控え

（※令和3年分以前の確認が必要となる場合があります）

○ 帳簿一式

○ 発行している（又は発行予定の）請求書や領収書等

○ 受領している請求書や領収書等

○ 筆記用具

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）**★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？**

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

[限 度 額] 2,000万円

[利 率] 1.35%（2024年10月1日現在）

[融資対象]

- ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く
商業・サービス業5人以下）の法人・個人

[使 途] 事業資金（運転・設備資金）

[返済期間] 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※この融資限度額及び返済期間の取扱い、2025年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、**東京商工会議所 大田支部**まで

TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

- ◎ 法律相談 ◎ 税務相談
- ◎ 労務相談 ◎ 金融相談

《予約制・無料》

※本相談は経営に関する相談に
限定しております。

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和6年10月1日から

時間額1,163円に改正されました。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

＜問合先＞

- ◇ 東京都最低賃金について
東京労働局労働基準部賃金課 (TEL 03-3512-1614 (直通))
東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)
- ◇ 業務改善助成金について
業務改善助成金コールセンター (TEL 0120-366-440)
東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)
東京労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL 03-6893-1100 (直通))

都税だより

☆11月は個人事業税第2期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。8月にお送りした納付書により、12月2日(月)までにお納めください。

納税には、安心で便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

☆小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和6年度分の税額を2割減免します。

減免を受けるためには申請が必要です。申請期限は令和6年12月27日(金)です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

会費の口座振替をご利用の方へ

11月25日(月)に令和6年10月～令和7年3月分(12,000円)が指定口座から引落しされます。残高不足にならないようご注意ください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしませんので、ご了承ください。

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381

十月 事業報告

一日～二日	令和6年入会者個別記帳指導会
八日	「会計ソフトを利用した記帳指導」業務局
九日	東青連共済会理事会
一六日	東青連第2ブロック専務事務局長会議 東青連第2ブロック会長専務事務局長合同会議 めぐる青色申告会館
一七、一八日	執行部会 蒲田税務六団体連絡協議会
二八日・二九日	記帳説明会 蒲田税務署

